

令和6年度「若い世代の投稿に基づく環境についての動画コンテンツ制作等業務」
仕様書

1 目的

環境と調和した持続可能な社会を構築するうえで、最大の鍵となるのが、市民一人一人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化である。このことから、本市では、環境とのつながりや環境保全についての理解を深めていくため、子どもから大人までライフステージに応じた環境学習を系統的かつ統合的に推進し、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」に取り組んでいる。

令和6年度は、若い世代（主に大学生）を中心に環境保全に対する関心や意識の底上げを図るとともに、行動へとつなげる気づきや理解を促すため、より多くの若い世代に京都市の環境や環境を良くする取組について考えたり、探し出したりしてもらうことで、動画を作るためのアイデアについて投稿してもらうとともに、募集したアイデアを基に動画コンテンツを制作し、ウェブ上で配信することで、若い世代に対し、本市の環境や環境を良くする取組についてPRする。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務内容

(1) 動画アイデアの募集

- ・ 本市が提示する基本テーマ（別紙）をもとに、投稿者が制作される動画をイメージしやすくする形で応募フォーマットを検討し、若い世代に広く動画アイデアの投稿を募集する。
- ・ 応募された動画アイデアについての集計・とりまとめを行う。（とりまとめ内容を踏まえた配信テーマの選定は京都市が行う。）
- ・ 応募者の中から抽選でクオカード1000円分を進呈する（10名を想定）。

(2) 動画制作

ア 動画コンテンツ制作方針

（ア）演出

投稿されたアイデアや本市の選定意図を活かした様々な演出を行い、魅力的に伝える動画コンテンツを制作すること。

（イ）タイトル

制作する全ての動画コンテンツに、若い世代が興味を惹くような動画タイトルをつけること。

（ウ）BGM、テキスト

制作する全ての動画コンテンツに、BGMやテキストなどを効果的に入れて、表現の幅を広げること。

（エ）説明文

制作する全ての動画コンテンツに、ウェブ上で配信する際に用いる簡単な動画の説明文を作成すること。

(オ) 取材・撮影に伴う各種申請や関係者等との調整

第三者を撮影する場合には、当該第三者から肖像の使用について書面にて承諾を得ること。また、取材・撮影に際し、施設等使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は受託者の負担とする。取材等に当たっては必要な申請や許可を得るとともに、関係者等と必要な調整を行うこと。

(カ) 情報発信

動画の視聴数を増やすための工夫を凝らすこと。

イ 企画提案

動画を作るためのアイデア投稿を通じて、より多くの若い世代が、京都市の環境や環境を良くする取組について探し、考えてもらうとともに、若い世代など動画コンテンツを見る側が、京都市の環境に関心を持ち、行動につながるような事業を設計すること。

(ア) 動画コンテンツの企画・制作

上記の制作方針に基づき、投稿されたアイデアや本市の選定意図を踏まえて、配信テーマについての動画コンテンツを企画・制作（編集含む）すること。そのために、投稿者が制作される動画をイメージしやすくする形で応募フォーマットを検討すること。また、随時ミーティング等を行える場を確保すること。なお、撮影や取材を行う際は、事前にシナリオや絵コンテを制作し本市に確認すること。動画コンテンツの制作本数は3本以上とし、同制作方針を鑑み、各々適切な動画尺を設定のうえ、トータルで10分以上の動画を制作すること。

(イ) 制作動画のウェブ上での配信

効果的に配信するため、上記の制作方針に基づき制作した動画コンテンツについては、必要に応じて加工する等により、SNS（YouTube、TikTok、Instagram、X（旧Twitter）、LINE）等、各々のツールの特性を十分に活かしながら、ユーザー数（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大にもつながる効果的なプッシュ型情報発信を実施すること。

4 業務実施スケジュール（予定）

令和6年11月～12月	配信テーマ選定に向けた投稿（動画アイデア）募集
令和7年 1月	配信テーマ選定、動画制作開始
令和7年 2月以降	動画公開
令和7年 3月	実施報告書・成果物の提出

5 業務実施体制

- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

6 実施報告書・成果物の提出

業務完了後、以下のとおり提出すること。

- (1) 上記3の委託業務について取りまとめた実施報告書（A4判、製本したもの1部）
- (2) 本業務において作成した電子データ（Word形式又はExcel形式データ）及び制作した動画一式（DVD等の記録媒体1部）

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 委託事業の開始に先立ち、今後の業務実施スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとし、本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うこと。
なお、進捗状況が思わしくない場合、本市が事業実施方法やスケジュールの見直しを求める場合には対応すること。
- (3) 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場を確保すること。
- (5) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 本事業により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (7) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (8) 本事業により生じた収入については、本市が収入するものとする。ただし、投稿者が販売する商品・サービス等の売上については対象外とする。
- (9) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は協力すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ったうえで決定する。
- (11) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。